

申告はお早めに

町・県民税(住民税)、所得税の申告の時期になりました

申告受付期間

2月16日(木)

3月15日(水)

(土・日曜日は除く)

町・県民税(住民税)の申告

住民税の申告を町内各地(下記日程のとおり)で受け付けますので、なるべく指定された日に申告していただくようお願いいたします。また、指定された日に都合がつかない方も、申告受付期間内(土・日曜日は除く)にお早めに申告をしてください。

申告する必要がある方

平成29年1月1日現在、町内に住んでいて(住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方)平成28年中に所得があり、次のいずれかに該当する方

- ① 給与所得者で、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されない方
- ② 平成28年中に会社退職などにより、年末調整を受けていない方

③ 公的年金以外の雑所得、一時所得、事業所得等の所得がある方

④ 医療費、雑損、寄附金などの各種控除を受けようとする方

※所得がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶養になっていない方は、申告をしてください。

※税の証明書が必要な方は、申告をしてください。

本人確認とマイナンバーの確認について

申告の際に本人確認とマイナンバーの確認をしますので、次の書類のいずれかをご提示ください。

1点でよいもの
・ 個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等

2点必要なもの

健康保険証、年金手帳、介護保険証、社員証、学生証等

※個人番号通知カードは本人確認書類として使用できません

るのでご注意ください。

申告に必要なもの

① 個人番号通知カードまたは個人番号の記載が必要となります(ります)

② 本人確認書類

③ 給与・年金の源泉徴収票

④ 印鑑(認印で可)

⑤ 健康保険、国民年金、生命保険、介護医療保険、個人年金、地震保険料(旧長期損害保険料を含む)等の支払証明書や控除証明書

⑥ 寄附金の受領書・証明書等

⑦ 障害者手帳等

⑧ その他の収入や支出金額のわかる帳簿・書類等

※「申告する必要がある方」に該当する場合は必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。

住民税の申告は、保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、必要な方は忘れずに申告してください。

申告する必要がある方

次のいずれかに該当する方
① 税務署へ確定申告書を提出する方

② 給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方

③ 公的年金収入のみの方で、控除等の追加のない方

申告受付日程

受付時間：9時～15時30分(土・日曜日は除く)

実施日	会場	対象者・対象地区
2/16(木)	役場3階第1会議室	本町1・2丁目
2/17(金)	役場3階第1会議室	小室4001～6000
2/20(月)	役場3階第1会議室	小室6001～9000
2/21(火)	小針新宿集会所	小針新宿・西小針全地区、寿1丁目
2/22(水)	光ヶ丘公民館	羽貫・小針内宿・内宿台全地区、寿2・3丁目、学園1丁目
2/23(木)	ゆめくる2階会議室	小室1～4000
2/24(金)	ゆめくる2階会議室	栄全地区
2/27(月)	役場3階第1会議室	小室9001～
2/28(火)	役場3階第1会議室	大針全地区、学園2・3・4丁目
3/1(水)	役場3階第1会議室	本町3丁目、寿4・5丁目
3/2(木)～15(水)	役場3階第3会議室	全地区

☆お願い

駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車のご利用はなるべくご遠慮ください。

町・県民税(住民税)の申告について…

税務課町民税係

☎2152

所得税の確定申告

申告会場 上尾税務署

受付期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日は除く)

※2月19日(日)および2月26日(日)に限り、申告書の收受等の受付を実施します。なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おき願います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

○白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある方は、必ず収支内訳書を添付してください。

○土地、建物、株式等の譲渡、贈与および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。

※申告について詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
http://www.nta.go.jp

電子申告 をご利用 ください



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額等を

入力するだけで、自動計算で確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して郵送等により税務署に提出することや、e-Taxでそのまま送信(事前準備が必要)することができますので、ぜひご利用ください。

青色申告書納税相談会

日時 3月1日(木)・2日(木) 9時30分～12時、13時30分～15時30分

場所 商工会館

持ち物 個人番号カードまたは個人番号通知カードの写し、本人確認書類の写し

内容 納税相談会(確定申告書受理)

※例年実施していた青色決算指導会(青色申告決算書の指導)は実施しませんので、ご注意ください。

☎ 伊奈町商工会 ☎ 722-3751

所得税の申告等について...

上尾税務署

☎ 770-1800 (自動音声案内)

〒362-8504

上尾市大字西門前577

あなたは必要?住民税・所得税の申告

はい → いいえ →

スタート

平成28年1月1日から12月31日までに収入がありますか? (給与・事業所得・年金・譲渡所得等)

はい

※収入が障害者年金、遺族年金のみの方は、「いいえ」に進んでください。

はい

サラリーマンの方は勤務先から伊奈町に給与支払報告書が提出されますか?

※サラリーマン以外の方は「いいえ」に進んでください。

はい

はい

会社からもらう給与のほかに、配当、不動産所得、報酬、年金などがありますか?

はい

はい

給与以外の所得が20万円を超えますか?

はい

はい

税務署

確定申告する必要があります。

町・県民税(住民税)の申告は不要です。(ただし、収入がない方でも収入ゼロが記載された所得証明書等が必要な方は、申告が必要です。)

はい

伊奈町にお住まいで、年末調整が済んでいる方の扶養家族となりましたか? または、確定申告する方の扶養家族として申告をする予定がありますか?

はい

税務署に確定申告をしますか?

はい

伊奈町(町・県民税(住民税)の申告)

あなたは伊奈町※1に町・県民税(住民税)の申告をします。申告受付期間内に申告を済ませましょう。申告書については、税務課および申告会場に用意してあります。(郵送での提出も受付可。ただし、押印・記入もれがないようご注意ください。)

※1 平成29年1月1日現在伊奈町以外に住んでいた方は、その住んでいた市区町村に住民税の申告をしてください。